

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

|   |   |
|---|---|
| 調 達 件 名   | サッポロスマイルロゴマーク商標登録出願等業務                  |
| 発 注 課   | 総務局広報部広報課                               |
| 選 定 事 業 者   | 橋本国際特許事務所                               |
| 随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）   |   |
| <p>本業務は、平成26年2月及び平成27年10月に商標登録を行っているサッポロスマイルロゴマークの商標権が令和6年2月及び令和7年10月に更新時期を迎えることから、今後も継続して同ロゴマークを活用したシティプロモートを実施するとともに、商標権を統合することで管理の簡便化及び手続き費用の低廉化を図ることを目的に、商標登録に関する手続きを行うものである。</p> <p>同ロゴマークは、平成26年2月に本市が商標登録出願を行った際、特許庁よりサッポロホールディングス株式会社（以下、「SH」という。）の有する商標との類似を指摘され、登録を拒絶されている。当時、本業務を相手方を想定している橋本国際特許事務所が、SHとの繊細な協議・調整を行い、出願人をSHへ変更した上で、本市が同ロゴマークを活用できるよう業務を遂行した経緯があり、本業務においても、既存の登録区分や出願の経緯を十分に把握している当該法人が適任であるとSHから指定されている。</p> <p>上記経緯や出願人の指定を受けていることを踏まえ、本業務を円滑に遂行できるのは、当該法人以外にない。</p> <p>以上より、地方地自法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、上記業者との特定随意契約により調達することとする。</p> |   |
| 根拠法令  | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入） |
| 決 定 日   | 令和5年7月27日                               |